

## 「北海道外国人居住サポーター」への登録について

### 「北海道外国人居住サポーター」の考え方

- 北海道居住支援協議会の構成団体や、同協議会の事業者団体である(公社)北海道宅地建物取引業協会及び(公社)全日本不動産協会北海道本部に加入している事業者の方で、外国人へ民間賃貸住宅等への入居を積極的に仲介・支援くださる団体・不動産店として、北海道庁国際課に登録いただいた店舗のことです。  
(登録経費はかかりません)
  
- サポーターの団体・不動産店におかれましては、外国人が言語上の問題や生活習慣の違い等を原因として、住宅を賃借できない状況を改善できるよう、簡単な日本語を使った説明などの対応をお願いします(入居審査の方法や基準は日本人と同様とし、特に優遇いただく必要はありません)。
  
- 登録いただいたサポーターの情報は、道内在住の外国人からの、住まいをはじめ様々な相談に対応する「北海道外国人相談センター」(運営は、道から(公社)北海道国際交流・協力総合センターに委託)で活用することとし、外国人からの賃貸住宅等の入居希望に対し、サポーターの登録情報リストを活用して、登録団体・店を紹介してまいります。  
※ 道や北海道外国人相談センターでは、外国人の入居契約上の義務の履行等を保証することはできないため、契約に際する諸事項の確認や在留カードによる在留資格の確認は登録店にて行っていただくこととなります。
  
- 道庁国際課のホームページに、外国人居住サポーターのリスト(商号、店名、店の所在地、電話番号、ホームページアドレス、対応可能言語等、別添「外国人居住サポーター登録用紙の1.～3.の諸事項)を掲載します。  
※ご了解をいただいた店舗のみを掲載します。

### 貴団体・貴店にお願いしたいこと

- 上記の内容に賛同いただき、登録を希望される場合は、別添の「外国人居住サポーター登録用紙」にご記入いただき、メール送信またはFAX送信くださいますようお願いいたします。  
※複数店舗を登録いただく場合は、1店舗1枚の記入をお願いいたします。